

和歌山県内企業データ収集及び概要作成業務委託 仕様書

和歌山県商工労働部商工労働政策局商工企画課

この仕様書は、和歌山県（以下「県」という。）が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要となる事項を定めるものとする。

1.業務名

和歌山県内企業データ収集及び概要作成業務

2.目的

和歌山県内の企業の状況等について、本仕様書に基づき、データの収集及び分析を行い、概要を作成することで、県内企業の状況等を把握し、今後の和歌山県商工労働行政の政策立案に資することを目的とする。

3.業務内容詳細

委託業務の内容は以下のとおり。

なお、作成にあたり調査方法は問わない。

(1) 和歌山県内企業のデータ作成

データの仕様

対象範囲	和歌山県内に本社を有する企業
対象業種	指定なし（全産業が対象）
データ件数	直近の売上高の上位 5,000 件以上
データ時点	令和 6 年 10 月末以降
必須情報	商号 郵便番号 所在地 電話番号 設立年月 代表者氏名 業種 決算月 直近 5 年以内の売上高 うち 3 年分以上

	資本金 従業員数
提案項目	・上記必須情報以外に保有する決算関係情報 ・その他、当該業務の目的に合致するもの

(2) 和歌山県内企業概要の作成

(1)の和歌山県内企業データを取りまとめて、和歌山県内企業の概要を作成する。

なお、企業概要の内容については、業務着手時に協議を行い、決定する。

(3) 成果物

成果物は次に掲げるとおりとする。

なお、納品の際は、CD-ROM 又は USB の形で納品すること。

① 委託業務実績報告書一式

② 和歌山県内企業概要一式

(Microsoft office ソフト形式または PDF 形式のデータのもの)

③ 和歌山県内企業データ(Excel 形式のデータのもの)

(4) 納品日及び納入場所

① 納入日：令和 7 年 3 月 14 日(金)まで

② 納入場所：和歌山県商工労働部商工労働政策局商工企画課
(和歌山市小松原通 1 丁目 1 番地)

4. 留意事項

(1) 本仕様書及び準拠法令等に記載の無い事項及び疑義を生じた場合は、県と受託者が協議の上、県の指示に従い業務を遂行するものとする。

(2) 受託者は、受託者が行う業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。

(3) 本業務の遂行中に受託者が県並びに第三者に損害を与えた場合は、直ちに県へその状況及び内容を連絡し、県の指示に従うものとする。なお、損害賠償の責任は受託者が負うものとする。

(4) 受託者は本業務の引渡しの日から起算して 1 年以内に当該成果品に誤りが発見された場合は、県の指示に従い、速やかに訂正・補足等を受託者の負担において処理しなければならない。

(5) 本業務における成果品は、全て県に帰属する。